

平成31年4月から、産前・産後期間の国民年金保険料を免除する制度が開始されます。

対象となる方は、国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方です。

保険料の免除期間は、出産日または出産予定日が属する月の前月から4か月間です。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間です。

※出産とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産、早産、人工妊娠中絶された方を含みます。

※平成31年2月～3月に出産した場合は、免除期間が異なります。

〈申請方法〉

出産予定日の6か月前から役場住民課で申請ができます。ただし、申請の受付は平成31年4月1日からです。

本人確認書類、個人番号(マイナンバー)が確認できる書類、年金手帳、印鑑(シャチハタ不可)、母子健康手帳(出産前に申請する場合のみ)、出生証明書など出産日や親子関係を明らかにする書類(被保険者と子が別世帯の場合のみ)をご持参ください。

制度に関する詳しい内容は、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

【問 合 先】住民課 ☎388-1115 / 岐阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署 違反对象物公表制度とは 羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

平成31年4月1日から、羽島郡広域連合消防本部では違反对象物公表制度を開始します。

違反对象物公表制度とは、建物を利用する方みずからが、建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるように重大な消防法令違反のある建物を、当消防本部のホームページ(<http://www.hashimagun-fd.jp>)で公表する制度です。

・公表の対象となる建物

遊技場、飲食店、物品販売店、ホテルや病院、福祉施設、旅館等の不特定多数の方が利用する建物(特定防火対象物)のうち、消防法令で設置が義務付けされているにもかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が、一切設置されていない建物

・公表する内容

- ①違反が確認された建物の名称と所在地
- ②法令違反の内容
- ③その他消防長が必要と認める事項

・建物関係者の皆様へ

重大な違反はもとより、消防法令違反は皆さんの生命や身体、財産に被害をもたらす危険があります。皆さんの安全のためにも法令遵守をお願いします。また、建物を改修される場合は、消防署へ事前にご相談ください。

